島根県健康福祉部長との意見交換会(意見、要望)

日時:令和2年8月26日(水)午前

会場:ホテル白鳥(松江市)にて

1 新型コロナウイルス禍における支援について(1)消毒用アルコールの入手支援について

視覚障がい者が多く従事する按摩マッサージ指圧・ 鍼・灸業(以下、あはき業)に欠かせない消毒用アル コールを優先的に入手できる手立てを講じてくださ い。

#### (回答)

消毒用アルコールをはじめマスク、防護服、手袋などの衛生用品について国では医療機関、福祉施設などへ優先供給の方針に基づき対応している。

しかし、あはき業はその対象となっておらず現在 のところ優先配分の対応となっていない。

県としてはあはき業への優先配分を国に要望する ことを検討してまいりたい。

(2) あはき業に対する支援策の創設・拡充、情報の提供について

コロナ感染症拡大防止のため、利用自粛により収入減がみられます。その対策として経産省の持続化給付金をはじめ市町村(商工関係)においても経営支援給付金制度(市町村によって名称は異なる)や商業・サービス業感染症対応支援事業等、様々な支援策が講じられています。

あはき業は商業・サービス業感染症対応支援事業の

対象業種となっておりませんが、一向に衰えないコロナ感染によりあはき業は非常に困窮しており、あはき業に対する支援策を創設もしくは拡充していただきますようお願いします。

併せて支援制度などを広報されるにあたってはあ はき業をはじめ視覚障がい当事者の希望に応じた媒 体で、迅速な情報提供をお願いします。

## (回答)

国の支援施策などを情報収集、把握し、あはき業への支援策などが判れば適宜、情報提供していきたい。

(3) 視覚障害当事者の状況に応じた情報の提供に ついて

この度の特別定額給付金の申請にあたっては、視 覚障害者に理解できる媒体(点字、音声、拡大文字、 テキスト等)をその者自身で選択できる方法で提供 するよう総務省から通達が出されています。しかし 残念ながら県内の一部市町村では実行されませんで した。

この度のコロナ禍を機に行政の合理的配慮の一環として各自治体に居住する視覚障害者の実情並びに入手媒体の希望を把握され、今後送られる行政情報については当事者の希望に応じた媒体で情報提供するよう市町村に要請していただきますようお願いします。

### (回答)

特別定額給付金の支給、申請手続きにおいて、県内市町村の中には国の通達が関係部署に十分に伝わっ

ていなかったため、十分な対応ができていないところもあった。

視覚障害当事者への情報の提供について県としては、あらゆる機会を通じて県庁部局は基より市町村にも理解と周知を求めてまいりたい。

# 2 あはき資格保有視覚障がい者の公務員採用について

障害者の雇用の確保に当たっては法定雇用率を定め、自治体等は障害者を雇用することとなっており、 法定雇用率を達成するとともに障害者が働きやすい 環境、合理的配慮をしていただくことが必要です。

その実現に向けて職場環境の改善などの合理的配慮をお願いするとともに、視覚障がいあん摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師がその資格を活かして貢献できる公務員職種(例えばヘルスキーパー)を設定し、積極的に採用していただきますよう要望します。

(回答 人事課から文書にて)

島根県では、障がいのある職員を含めた県職員一人ひとりにとって働きやすい職場づくり、そして障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組むことを目的に「島根県障がい者活躍推進計画」を策定し、これに基づき職場研修などを通じて「合理的配慮」の実施に取り組んでいる。

しかし、今のところあはき資格を活かせる職務を 創設する予定がなく、採用する予定がない。

なお、障害手帳1級から6級を対象とした障害者 採用は引き続き取り組んでいくので、パンフレット や広報を通じて応募してまいりたい。

3 読書バリアフリー法制定に基づく基本計画策定 にあたっては障がい当事者も意見を述べる機会を 与えていただきたい。

### (回答)

読書バリアフリー法に基づく基本計画の策定は厚生労働省、文部科学省に関わる県の関係部局が対応することとしている。

県の基本計画策定に当たっては県の関係部局と協議し、視覚障害当事者の意見をお聞きするなど関与していただくよう配慮したい。

## 他団体の要望と質疑応答

(島根県身体障害者団体連合会からの意見、要望) 障害者差別解消条例の早期制定について

丸山県知事が知事選挙の際の公開質問状で「対応 を検討する」との回答をいただいている。県としてこ の条例の制定方針やお考えを伺いたい。

#### (回答)

国では障害者差別解消法は制定後3年毎に見直し をすることとされており、見直し作業中である。

県では国の見直し状況を見ている状況である。

県としてはその見直し状況を踏まえ、障害者が差別や分け隔てなく共に暮らせる社会づくりを進めてまいりたい。

### (質問:小川会長)

先ほどの回答の真意は、現段階では国の見直しが 終わらないと条例制定はしないという考えなのか。

条例を制定していない府県は残り9県と聞く。障害者が安心して暮らせる保障は島根県にはないということか。

健康福祉部として作るのか、作らないのかを明確 にしていただきたい。

### (再回答)

差別解消法では「合理的配慮」を行政には義務化、 民間には努力目標とされている。

国の見直しの中で民間にも合理的な配慮を義務化する際の課題や問題点などが明らかになれば、それを基に県としても条例制定を積極的に取り組めると考える。

県としては、民間にも合理的配慮を義務化するためには様々な階層にも意見を求めていく必要があると考えており、それを踏まえて制定を検討していきたい。